

## 「食と農の景勝地」の認定について

本年4月、農林水産省において、地域の特色ある食文化を活かし、農山漁村地域への訪日外国人旅行者の誘客に向けた取組みを認定する「食と農の景勝地」制度が創設され、  
本県の「一般社団法人そらの郷」を中心とした「にし阿波地域」の取組みが、平成28年11月1日(火)に農林水産大臣より認定

### 1 選定状況

応募総数は44地域、第一弾として5地域を選定

徳島県にし阿波地域、北海道十勝地域、岩手県一関市・平泉町、山形県鶴岡市、  
岐阜県下呂市馬瀬地域

### 2 「にし阿波地域」の取組みの概要

「一般社団法人そらの郷」が中心となり、「にし阿波・桃源郷の実現」をキャッチフレーズに、西部2市2町(美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町)・観光圏協議会と連携し、地域の伝統食(そば米雑炊、でこまわし、ひらら焼き等)や農村景観等を活用して農観連携による中山間地域の雇用の創出や所得の拡大につなげる。

### 3 国による認定地域のメリット措置

- ・ 訪日外国人旅行者に有効な情報発信
- ・ 認定地域へアドバイザーを派遣
- ・ 関係省庁が連携し、関連施策によって積極的に支援 等

### 4 今後の県の取組み

- ・ 国の情報発信と併せ、県も積極的に海外への情報発信を実施
- ・ 国の関連施策を積極的に活用し、「にし阿波地域」における食材の生産振興、郷土料理のブラッシュアップ、農林漁家民宿の拡大を推進 等